

第2章 監査事務所に対する審査及び検査等

1. 概説

資本市場の公正性及び透明性を確保し、投資者の信頼が得られる市場を確立する観点等から、平成15年6月の法改正により、監査法人等に対する監視・監督の機能の充実・強化策として、それまで自主規制として行われていた協会による監査法人等に対する品質管理レビュー（注）が法定化された。審査会は当該レビューの結果について協会から報告を受け、審査等を行い、必要があると認める場合には報告徴収及び検査を行うこととされた。

また、平成19年6月の法改正により、我が国金融資本市場の健全性を確保していくため、金融商品取引法による開示規制の対象となる外国会社等の監査を行う外国監査法人等が我が国当局の検査・監督の対象とされ、審査会が報告徴収及び立入検査を行うこととされた。

具体的には、審査会は、金融庁長官の権限のうち、

- ・協会による会員の法第2条第1項業務（監査又は証明業務）の運営状況の調査の結果報告の受理に関する事務（法第46条の9の2第2項）
- ・上記報告に関して行う協会及び公認会計士・監査法人に対する報告徴収及び検査（法第46条の12第1項、第49条の3第1・2項）
- ・外国監査法人等に対する報告徴収、検査（法第49条の3の2第1・2項）

について委任されている（法第49条の4第2・3項）。

これらを受けて、審査会では、品質管理レビューに関する報告の審査等を行い、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認める場合には、報告徴収、検査を行うこととしている（P50資料2-1参照）。

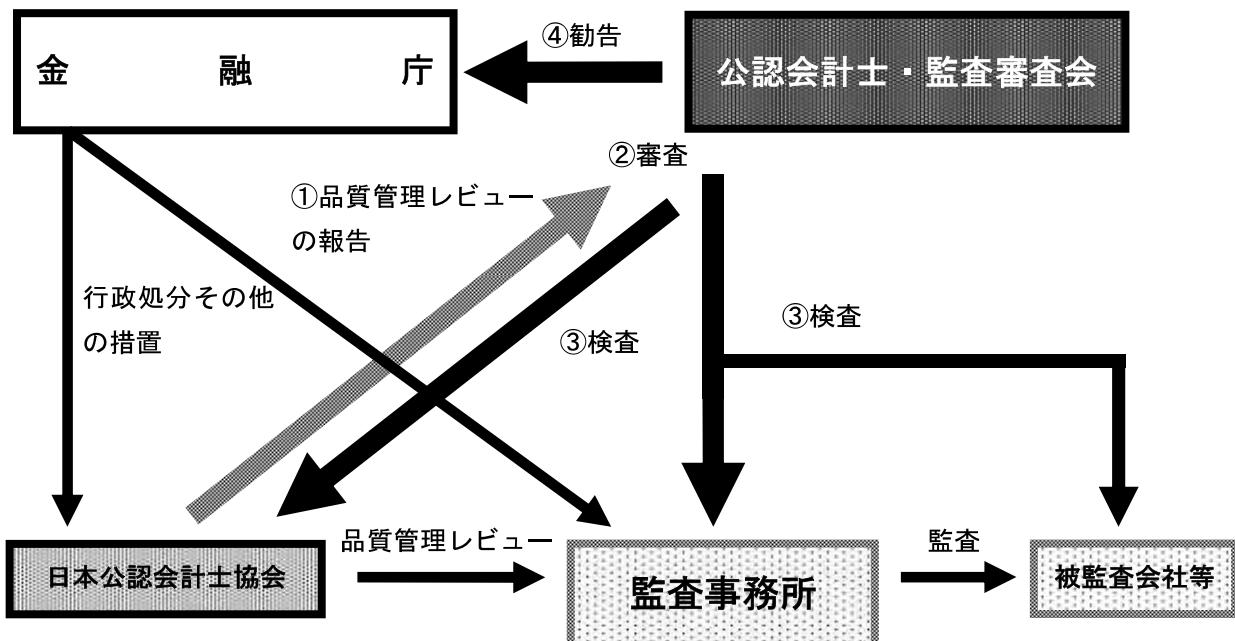
また、審査又は検査の結果、必要があると認める場合には、行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告することとしている（法第41条の2）。

（注）品質管理レビュー

品質管理レビューとは、法により、「協会は、会員の第2条第1項の業務の運営の状況の調査を行う」（法第46条の9の2第1項）とされている。

具体的には、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持、確保するため、協会が監査法人及び公認会計士事務所（以下、「監査事務所」という。）の行う監査の品質管理の状況を調査することとされている。

《審査及び検査の概要》



① 品質管理レビューの報告

協会は原則として3年に1度（協会が必要と認めた場合は2年に1度等に短縮）、法令、監査基準等及び協会の会則・規則等への準拠状況を事後的に調査しており、審査会はその調査結果に関して報告を受ける。

② 審査

審査会は、協会から報告を受け、主として、協会の品質管理レビュー制度の運営が適正に行われているか、監査事務所の監査業務が適正に行われているかを確認する。

審査会は、審査の過程において、必要があると認めるときは、監査事務所に対して報告又は資料の提出を求める。

③ 検査

審査会は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當と認めるときは、監査事務所（監査事務所の監査業務に關係のある被監査会社等を含む）に対して検査を行う。

また、協会の事務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、協会に対して検査を行う。

④ 勧告

審査会は、審査又は検査の結果、必要があると認めるときは、監査事務所の監査業務又は協会の事務の適正な運営を確保するために行うべき行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告する。

(注) 外国監査法人等に対する報告徴収・検査については、P18「3. (7) イ 外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する考え方」を参照。

2. 監査事務所等モニタリング基本方針等

(1) 監査事務所等モニタリング基本方針（審査・検査基本方針）

審査会は、第4期まで（平成16年4月～平成28年3月）の審査及び検査の実績を踏まえつつ、監査の品質のより一層の向上という観点から、審査及び検査を通じ監査事務所の行う監査の実効性向上を図るため、第5期（平成28年4月～平成31年3月）における「監査事務所等モニタリング基本方針（審査・検査基本方針）－より実効性のある監査の実施のために－」を策定し、平成28年5月13日に公表した（P51資料2-2参照）。

＜基本方針の概要＞

ア 視点

監査事務所の実態を踏まえて効果的・効率的なモニタリング（注）を実施し、監査の品質の確保・向上を通じた監査の信頼性確保を、積極的に図る。

また、モニタリングで得られた情報を分析した結果、業界横断的な問題等の有益な情報については、協会、金融庁等の関係先に積極的に提供するとともに、広く一般に提供する情報の充実も図る。

（注）モニタリングとは、検査を指すオンサイト・モニタリング及び報告徴収、意見交換等を通じた情報収集など検査以外の活動を指すオフサイト・モニタリングの両方を包含したものという。

イ 目標

監査事務所等における監査業務等の適正な運営の確保を図ることを目的とする。特に、監査の品質の確保・向上を図る主体は、監査事務所であることに鑑み、監査事務所自らの行動を促すような実効性のあるモニタリングを行う。

また、形式的に監査の基準に準拠しているというだけでなく、会計不正等を見抜くような適切な職業的懐疑心を発揮しているかなど、実質的に監査の品質の確保・向上に向けたものとなっているかを重視する。

ウ オフサイト・モニタリングに係る基本方針

審査会は、協会からの品質管理レビュー結果の報告を受理し、必要と認めるときは当該報告に関し、監査事務所等に対し報告徴収やヒアリングを行うとともに、関係先とも意見交換・連携を行うなどして情報等の収集・分析の強化・高度化に努める。

さらに、監査事務所や個別監査業務に係る実態やリスクを的確に把握する観点から、得られた情報を活用し、協会の品質管理レビューの検証

や報告収集の実施など監査事務所の態様に応じた実効的なオフサイト・モニタリングを実施する。

エ 検査基本方針

審査会は、監査事務所のリスクや態様に応じたより効果的・効率的な検査を実施するとともに、検査手法の向上など検査の実効性の向上に努める。また、オフサイト・モニタリングとの一体的な運用に努め、監査事務所の監査の品質の確保・向上を図る。

大手監査法人（注1）及び準大手監査法人（注2）については、資本市場における役割等を勘案し、品質管理レビューの結果の報告も踏まえつつ、定期的に検査を実施する。

中小規模監査事務所（注3）については、品質管理レビューの結果等を踏まえ、必要に応じて検査を実施する。

オ モニタリング情報の提供方針

監査の品質の確保・向上に資するよう、監査事務所の監査の品質管理上の問題点を監査事務所及び被監査会社等に示すほか、検査結果を含むモニタリングの成果を報告等の形で投資者など広く一般に提供していくこととする。

（注1）大手監査法人とは、上場会社を概ね100社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が1,000名以上いる監査法人をいう。本年次報告では、有限責任あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ、EY新日本有限責任監査法人及びPwCあらた有限責任監査法人の4法人を指す。

（注2）準大手監査法人とは、大手監査法人に準ずる規模の監査法人をいう。本年次報告では、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人及びPwC京都監査法人の5法人を指す。

（注3）中小規模監査事務所とは、大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査事務所をいう。

（2）監査事務所等モニタリング基本計画

審査会は、上記「監査事務所等モニタリング基本方針」を踏まえ、各事業年度におけるモニタリングの方向性を示すものとして、「監査事務所等モニタリング基本計画」を策定している。

「平成30事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」については、

- ・ 最近も上場会社の海外子会社での会計問題が発生しており、上場会社において重要なグループ会社の管理を含む内部統制に問題がみられ、監査事務所においては、海外事業も含めた事業の特性や企業の置かれ

た環境を深く理解した監査手続の実施が一層重要となっているほか、内部統制の不備を発見した場合には、被監査会社に適時に報告することが求められていること

- ・ 大手監査法人や準大手監査法人などは、平成 29 年 3 月 31 日に金融庁から公表された「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード) を踏まえ、実効的なマネジメント機関による法人全体の組織的な運営など、監査品質の向上のためのガバナンス態勢の構築に係る取組を進めていること

等の情勢を踏まえ策定し、平成 30 年 7 月 31 日に公表した (P72 資料 2-5 参照)。

＜基本計画の概要＞

ア オフサイト・モニタリングに係る基本計画

(ア) 報告徴収

- ・ **立入検査を実施しない準大手監査法人及び中小規模監査事務所に対する報告徴収**
監査事務所の適切な監査の品質管理の定着を促す観点から、監査業務の運営に関して適時に報告徴収を実施する。
特に、中小規模監査事務所については、監査事務所における品質管理のシステムの整備状況に加え、代表者の経営方針、収益・財務構造及び組織・人材といった項目等について、監査事務所ごとの特性等を踏まえ、重点的に検証する。
- ・ **大手監査法人に対する継続的報告徴収**
監査法人のガバナンス・コードを踏まえ構築した監査品質の向上のためのガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢、IT を活用した監査手法（セキュリティを含む。）等の検証に必要な定性・定量の情報を報告徴収において継続的に求めることとし、これにより得られた情報については、分析の上、効果的・効率的な検査に資するよう活用するほか、大手監査法人間の比較分析や大手監査法人における横断的な問題等の把握に活用する。
- ・ **検査実施後の改善状況の報告徴収（フォローアップ）**
検査結果通知後、一定期間を経過した監査事務所については、必要に応じて報告徴収を行い、品質管理の改善状況を検証する。
なお、早急な改善を要すると認められた監査事務所に対しては、

検査結果通知と同時に、改善計画の策定及び実施状況に係る報告収集を実施する。

(イ) 協会の品質管理レビューの総括的検証等

協会の品質管理レビューの質は向上してきていると認められる一方で、レビューでの改善指導が、レビュー先の監査事務所に適切に行われ、有効な改善を促しているかという観点においては、なお課題がみられており、今後とも、レビューの報告受理時の審査及び検査等を通じて総括的検証を行う。

審査会と協会の実務者レベルにおいて、有効な改善・監査品質の向上につながる品質管理レビューの在り方について、意見交換等を実施している。上記の総括的検証の結果を踏まえ、互いの機能の実効的な連携を図るとともに、審査会と協会との適切な役割分担について、協会の品質管理レビュー等の実効性向上に向けた取組の進捗等を踏まえ、議論を継続していくこととする。

(ウ) 監査事務所に関する情報等の収集・分析等

監査事務所の最新の業務管理態勢や監査事務所・監査業界の抱える問題等を把握する観点から、大手監査法人及び準大手監査法人との定期的な意見交換を継続し、その際には経営トップの監査品質の向上に向けた考えについても意見交換を行う。

また、国際的な監査監督機関・各国監査監督当局のグローバルネットワークとの間の意見交換・連携などを通じた情報共有を一層強化することとし、さらに、監査事務所のリスクに応じた様々な資料や情報等の収集・分析態勢の向上に努めていく。

イ 検査基本計画

- ・業務管理態勢が監査事務所の規模や特性等に応じた適切なものとなっているか
- ・監査業務の実施において適切な職業的懐疑心を発揮しているか
- ・監査事務所自らが不備の根本的な原因の究明と本質的な対応を踏まえた有効な改善に向けた行動をとれているか

の観点を重視し、以下のとおり、監査事務所の態様に応じた検査を行う。

(ア) 大手監査法人

資本市場における役割の重要性等を踏まえ、協会の品質管理レビューの結果に基づき、原則として2年ごとに検査（通常検査）を実施する。

本事務年度においては、トップの姿勢を含む経営管理態勢や業務管

理態勢に一層重点を置いて検査を実施するほか、監査法人のガバナンス・コードを踏まえて構築した態勢の実効性、監査に係る新規受嘱手続（特に大手上場会社に係る手続）、海外事業を含めた企業の内部統制の評価、海外子会社を含むグループ監査の状況等の検証を行う。

また、通常検査の次事務年度において、改善状況を検証するためのフォローアップ検査を引き続き実施する。

（イ）準大手監査法人

大手監査法人に次ぐ規模を有し、多くの上場会社の監査業務を行っているなど、我が国監査業界における重要性に鑑み、協会の品質管理レビュー結果に基づき、原則として3年ごとに検査を実施する。

本事務年度においては、監査品質の向上に向けたトップの姿勢を含めた経営層の認識や取組を把握するとともに、監査法人のガバナンス・コードを踏まえ構築した態勢の実効性、組織としての一体性など経営管理態勢・業務管理態勢等の検証を行う。

（ウ）中小規模監査事務所

監査事務所の品質管理態勢・業務管理態勢、個別監査業務の監査の基準等への準拠性などの確認を中心とした検査を実施することとし、検査先の選定に当たっては、協会の品質管理レビューの結果等に基づき、監査事務所の品質管理態勢を早急に確認する必要性を検討する。

本事務年度においては、不備が監査事務所のビジネスモデルに起因するものなのか、不備に対する改善の取組が形式的、対症療法的なものにとどまっていないかに留意し、組織としての一体性など経営管理態勢・業務管理態勢、監査リスクの高い上場会社の受嘱におけるリスク評価の適切性や監査実施態勢等の検証を行う。

3. 監査事務所に対する審査及び検査の状況

監査事務所は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査証明業務（法第2条第1項の業務）を行うほか、公認会計士の名称を用いて、他人の求めに応じて報酬を得て、財務書類の調製、財務に関する調査・立案、財務に関する相談の業務（法第2条第2項の業務）を行うことができる。

平成30年度末現在、公認会計士登録者数は31,189人である。このうち、大手監査法人に所属する公認会計士数は10,912人であり、約35%を占める。監査法人数は235法人である。

(参考)

	26 年度末	27 年度末	28 年度末	29 年度末	30 年度末
公認会計士登録者数	27,313	28,286	29,367	30,350	31,189
うち大手監査法人	10,312	10,846	11,002	11,016	10,912
監査法人数	219	214	222	229	235

(1) 協会による品質管理レビューの状況

ア 平成 29 年度

協会による平成 29 年度の品質管理レビューは 96 件(監査法人 72 件(大手 2 件、準大手 2 件、公認会計士共同事務所 4 件を含む。)、公認会計士 24 件) 実施されており、結論の状況は下表のとおりである。

«実施結果に基づく結論の状況(平成 29 年度)»

(監査事務所数)

区分	限定事項のない結論		限定事項付き結論		結論の不表明		否定的結論		計
	(a)	a/e	(b)	b/e	(c)	c/e	(d)	d/e	
監査法人	67	93.05%	4	5.56%	—	—	1	1.39%	72
公認会計士	21	87.5%	3	12.5%	—	—	—	—	24
合 計	88	91.67%	7	7.29%	—	—	1	1.04%	96

(注) 96 件中 91 件に改善勧告事項がある。

イ 平成 30 年度

協会による平成 30 年度の品質管理レビューは 56 件(監査法人 46 件(大手 2 件、準大手 2 件、公認会計士共同事務所 5 件を含む。)、公認会計士 10 件) 実施されている(下表のとおり。)。

«品質管理レビューの実施状況»

品質管理レビュー 実施年月	30 年							31 年			合計
	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
品質管理レビュー 実施監査事務所数	0	3	10	0	13	10	11	7	1	1	56

平成 30 年度の品質管理レビューのうち、審査会に対しては、平成 31 年 3 月 31 日までに、品質管理委員会で内容を承認された 21 件(監査法人 16 件、公認会計士 5 件)の報告が行われており、その結論はすべて限定事項のない結論となっている。

(2) 品質管理レビューに対する審査の状況

ア 審査

審査会は、協会から品質管理レビューの状況報告を受け、協会の品質管理レビューが適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを審査している。

具体的には、品質管理レビューの実施状況や監査事務所に対する必要な改善措置の指導状況を確認しているほか、品質管理レビューの結果（品質管理レビューの結論における限定事項の有無、品質管理レビューにおいて発見された不備の内容等）や、監査事務所が協会に提出した改善計画書の内容等を分析している。

審査会では、これらの分析結果等を踏まえ、立入検査の必要性等を検討しているほか、協会との意見交換（P21「5. 関係機関との連携（2）協会との連携」を参照）を実施している。

なお、審査においては、金融庁関係部局、協会、金融商品取引所、日本監査役協会等の関係機関から得た情報も活用している。

イ 平成 29 年度の品質管理レビューの分析結果

協会が平成 29 年度に実施した品質管理レビューに対する審査を実施した結果、個別監査業務における文書化の問題（監査手続における基準等の準拠の事実は認められるが、その事実が監査調書として適切に記録されていない。）としての指摘件数比率の減少がみられた。これは、実質的手續に係る問題を安易に文書化の問題としないようにする協会における取組が進んだものと考えられる。また、個別監査業務に係る指摘を監査事務所における品質管理の問題と結び付けて検討しているなど、深度あるレビューが実施されている事例がみられた。

(3) 監査事務所に対する報告徴収の状況

ア 大手監査法人及び準大手監査法人に対する継続的報告徴収

平成 30 事務年度においては、全ての大手監査法人及び準大手監査法人に対してガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢等の検証のため報告徴収を実施した（平成 30 年 7 月に実施）。また、報告徴収により得られた情報を分析し、効果的・効率的な検査の実施につなげたほか、大手監査法人及び準大手監査法人における品質管理活動の状況等の横断的な実態把握を行った。なお、今後も毎年定期的に報告徴収を実施する予定である。

イ 中小規模監査事務所に対する報告徴収

審査会は、「平成 30 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」（P72 資

料2－5参照)に基づき、中小規模監査事務所における品質管理レビューの改善状況の検証並びに経営管理態勢等の実態把握を行う必要があると認められた53監査事務所に対して報告徴収を実施した(平成30年8月に実施)。

《報告徴収実績》

	29事務年度報告徴収実績		30事務年度報告徴収実績	
	報告徴収 実施先数	28年度 品質管理 レビュー 実施先数	報告徴収 実施先数	29年度 品質管理 レビュー 実施先数
監査事務所	47	101	53	96
監査法人(注)	43	71	44	72
個人事務所	4	30	9	24

(注) 公認会計士共同事務所を含む。

報告徴収を実施するに当たり、平成29年度の品質管理レビューの結果を受理した中小規模監査事務所のうち、レビュー結果の重要性等を考慮して選定している。

ウ 検査実施後の改善状況の報告徴収(フォローアップ)

平成30事務年度においては、審査会が検査結果を通知した監査事務所のうち4件(平成28事務年度からの継続1件を含む。)に対して検査における指摘事項の改善状況を確認するため報告徴収を実施した。なお、報告徴収を実施した4件のうち2件は、運営が妥当でなく業務管理態勢等を早急に改善する必要があると認められた監査事務所に対するものである。

(4) 監査事務所に対する検査の状況

平成30事務年度の検査は、検査基本計画(前掲2.(2)イ参照)に基づき、大手監査法人、準大手監査法人及び中小規模監査事務所の態様に応じ実施している。

大手監査法人については、原則として2年に1度検査を実施し、また、当該検査の次事務年度にフォローアップ検査を実施することとしており、具体的には、通常検査2法人及びフォローアップ検査2法人に対し実施した。

準大手監査法人については、原則として3年に1度検査を実施することとしており、具体的には、1法人に対して検査を実施した。

中小規模監査事務所については、必要に応じて検査を実施することとしており、具体的には、4法人に対して検査を実施した。

検査に際しては、監査事務所に対して、不備の発生した直接的な原因のみならず、当該不備の根本的な原因の究明と本質的な対応を踏まえた有効な改善に向けた行動を促すことに資するよう検証を行った。

《《直近 5 年間の検査の実施状況（着手ベース）》》（平成 31 年 3 月 31 日現在）

年度/事務年度	26	27	28	29	30
大手監査法人	2	2	4	4	4
準大手監査法人	1	1	2	2	1
中小規模監査事務所	11	6	5	3	4
外国監査法人	1	0	1	0	0
合計	15	9	12	9	9

(注 1) 平成 28 年 7 月から事務年度（7 月～翌年 6 月）に変更。なお、平成 28 事務年度は変更期であるため、平成 28 年 4 月～6 月分の実績も含んでいる。

(注 2) 平成 30 事務年度検査については、平成 31 年 3 月 31 日までに着手したものを見上げている。

（5）検査結果

平成 28 事務年度の検査から、検査結果通知書に監査事務所の業務運営に関する総合評価を記載している（外国監査法人検査及びフォローアップ検査を除く）。総合評価は 5 段階に区分されるが、最上位の区分である「概ね妥当である」とした法人ではなく、監査事務所の品質管理の状況に応じて、「妥当でない点がある」以下の区分を付している（下記参照）。

なお、総合評価の詳細については、モニタリングレポートを参照のこと。

《《平成 28～30 事務年度検査における総合評価の状況》》

（平成 31 年 3 月 31 日現在）

区分	大手監査法人、 準大手監査法人	中小規模 監査事務所
概ね妥当である	-	-
妥当でない点がある	6	3
妥当でないもの	2	2
妥当でなく業務管理態勢等を 早急に改善する必要	-	3
著しく不当	-	2

(注) 平成 30 事務年度検査については、平成 31 年 3 月 31 日までに検査結果通知書を交付したものを計上している。平成 30 事務年度全体を踏まえた総合評価の状況については、令和元年版モニタリングレポートにおいて記載を予定している。

(6) 金融庁長官に対する勧告の状況

審査会は、監査法人アヴァンティアを検査した結果、当監査法人の運営が著しく不当なものと認められたことから、金融庁長官に対し、法第41条の2の規定に基づき、行政処分その他の措置を講ずるよう平成30年5月18日に勧告した（P83 資料2-6及びP84 資料2-7参照）。

(7) 外国監査法人等に対する検査・監督の状況

ア 外国監査法人等の状況

外国会社等が金融商品取引法の規定により提出する財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を外国において行う者は、あらかじめ金融庁長官に届け出ることが求められている。外国監査法人等の状況は下表のとおり。

«外国監査法人等の状況» (平成31年3月31日現在)

	国・地域数	外国監査法人等数
北米	2	9
中南米	2	8
欧州	15	44
アジア・大洋州	10	27
中東	1	1
計	30	89

イ 外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する考え方

審査会は、「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」（P56 資料2-3参照）及び「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」（P59 資料2-4参照）に基づき、外国監査法人等に対する報告徴収及び検査を実施している。

当該考え方及び基本指針においては、原則として3年に1度、外国監査法人等に対し報告徴収を実施し、提出された情報の分析を行い、監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか等について検査で確認する必要があると認められる場合には、当該外国監査法人等に対する検査を実施することとしている。ただし、外国監査法人等の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、情報交換等に係る取組め等により、必要な情報が得られ、かつ、相互主義が担保される場合には、審査会は、当該国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は実施しないこととしている。

ウ 外国監査法人等に対する報告徴収

審査会は、上記イに示した考え方及び基本指針に基づき、平成 30 事務年度においては、29か国・地域、79外国監査法人等に対して報告徴収を実施した。また、一部の外国監査法人等の業務の状況について、当該外国監査法人等の所属する国の当局との情報交換枠組みに基づき、当該当局に対して情報提供依頼を行った。

(注) 情報交換枠組みについては、P40「第 5 章 2. 二国間での協力」を参照。

4. 審査及び検査等に係る情報発信

(1) 「平成 30 年版モニタリングレポート」の作成・公表

審査会は、監査及び会計の専門家だけでなく、市場関係者及び一般利用者に対しても、監査事務所の状況について分かりやすい形で情報提供するため、平成 28 年から毎年「モニタリングレポート」を作成、公表している。

これは、監査役等や投資家などの市場関係者だけでなく、より幅広い層に会計監査についての理解が深まることが重要であると考えているためである。

平成 30 年版では、平成 29 年版から構成の見直しを行ったほか、データのリニューアルや新規項目を追加するなどの改訂を行っている。改訂のポイントは次のとおりである。

- 「I. 監査業界の概観」

平成 29 年版の「I. 監査事務所の品質管理の概要」の一部と「II. 監査業界の概観」を併せた内容とした。これは、冒頭で監査業界の現況を俯瞰することで、読者がその全体像を容易に把握できるようにしたものである。

- 「II. 審査会によるモニタリング」

平成 29 年版の「I. 監査事務所の品質管理の概要」の項目であった「審査会によるモニタリング」を独立させた。これは、モニタリングの記載を充実し、審査会の活動を理解しやすいためである。

- 「III. 監査事務所の運営状況」

基本的には平成 29 年版のデータのリニューアル等を中心としている。ただし、監査事務所の最近の取組である、監査法人のガバナンス・コードを踏まえた態勢や IT の活用などは重要なため新規項目として追加した。

平成 30 年版の全文については、審査会ウェブサイトの「検査結果等の取

りまとめ」から、「『平成 30 年版モニタリングレポート』の公表について（平成 30 年 7 月 31 日）」にアクセスすることにより、閲覧できる。

(<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20180731/20180731.html>)

なお、英語版は平成 30 年 12 月に公表した。

(<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/english/oversight/20181226/20181226.html>)

（2）「監査事務所検査結果事例集」の作成・公表

ア 検査結果事例集の作成・公表

審査会は、監査事務所に対する検査における指摘事例について、平成 20 年 2 月に「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」（平成 24 年から「監査事務所検査結果事例集」と改題）として取りまとめ、それ以降毎年改訂し、公表している。

このような事例集の公表は、審査会としての監査の期待水準を提示し、監査事務所による監査の品質の維持・向上に向けた自主的な取組を促すとともに、上場会社等の取締役・監査役や投資者等の市場参加者に対する参考情報を提供することを目的としているものである。

平成 30 年 7 月 31 日に公表した平成 30 年版の検査結果事例集では、最近の指摘事項を追加するとともに、不備が発生した背景もできるだけ記載するなどの改訂を行っている。改訂のポイントは次のとおりである。

- 「I. 根本原因の究明」

大手、準大手及び中小の監査事務所の規模別に、ガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢の問題点に係る事例を、件数及び内容ともに充実させている。

- 「III. 個別監査業務編」

上場会社による不正会計や海外グループ会社での会計問題の発生が引き続き注目されている状況に鑑み、「グループ監査」及び「財務諸表監査における不正」について、指摘事例や留意点などの記載を充実させている。

本事例集の全文については、審査会ウェブサイトの「検査結果等の取りまとめ」から、「『監査事務所検査結果事例集』の公表について（平成 30 年 7 月 31 日）」にアクセスすることにより、閲覧できる。

(<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20180731/20180731-2.html>)

なお、英語版は平成 31 年 3 月に公表した。

(<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/english/oversight/20190311/20190311.html>)

イ 検査結果事例集についての講演等の実施

審査会は、協会が実施する研修会等における会長や委員の講演にあわせて、検査官による検査結果事例集についての説明等を行っている。

平成30事務年度においては、監査の品質の維持・向上に向けた監査事務所における自主的な取組の促進のため、平成30年10月から平成31年3月にかけて協会本部及び全国11の協会地域会で計12回の講演を行った（P87資料2－8参照）。

また、本事例集を参考にして、被監査会社における会計監査人とのコミュニケーションが積極的に行われるよう、内部監査人を対象とした日本内部監査協会における講演を同年11月に2回行ったほか、監査役を対象とした日本監査役協会における講演を平成30年12月に2回行った。

さらに、検査結果事例集が、監査事務所等において参考資料として積極的に活用されるよう、協会や日本監査役協会等の関係機関の機関誌等に改訂のポイント等を掲載するなど、内容の周知を行った。

5. 関係機関との連携

監査の品質の維持、向上を図るためにには、監査事務所に対するモニタリングだけでなく、監査に関する機関とも連携し、監査事務所をめぐる課題、問題意識の共有化を図ることが重要である。

このため、審査会は、金融庁内の関係部局だけでなく、協会及び金融商品取引所等の関係機関との意見交換を実施している。

（1）金融庁関係部局との連携

個別監査業務の監査に関する問題点等については、対象企業の監督・検査等を行う金融庁関係部局と連携を行うことにより、より効果的・効率的な検査等が実施できると考えられる。このため、審査会は、上場会社の開示及び監査に関する問題点について証券取引等監視委員会と情報共有、意見交換を行い、モニタリングに活用した。また、監査法人の検査結果について企画市場局と情報共有を行った。

（2）協会との連携

審査会は、協会による品質管理レビューの一層の実効性向上等を目的として、モニタリングを通じて把握した問題点等について、審査会検査官とレビューーとの間で双方向の議論を行うなど、協会との情報共有や連携強化に取り組んでいる。

平成30事務年度においては、レビューの種類や頻度など品質管理レビュー制度の改正方針のほか、モニタリングを通じて把握した品質管理レビュー制度や監査事務所に関する問題点等について意見交換等を実施した。

（3）金融商品取引所との連携

審査会は、モニタリングを通じて把握した上場会社に共通してみられる内部統制上の問題点や監査人の異動状況等について、上場会社についての自主規制機能を担っている金融商品取引所と意見交換を行うなど、問題意識の共有に努めた。

（4）日本監査役協会との連携

審査会は、企業財務情報の適正な開示を図るために、監査人のみならず、企業のコーポレートガバナンス機能を担う監査役等との連携が重要であるとの観点から、監査役等と監査人とのコミュニケーションの状況を監査事務所に対する検査等において検証してきたところである。また、会社法の改正やコーポレートガバナンス・コードにより、監査役等の役割・責務がますます重要なものとなってきている。

こうしたことから、審査会は、日本監査役協会と、監査法人の業務運営に関する総合評価や監査役等と監査人とのコミュニケーションに関する課題等について平成30年10月に意見交換を実施した。また、日本監査役協会が主催する講演会等を通じ、検査における指摘事例や監査事務所の問題点等について、監査役等に対して情報提供を行うなどの連携を図った。

6. 平成30事務年度の課題に対する取組

（1）監査法人のガバナンス・コードを踏まえた態勢の検証

平成29年3月31日に、金融庁が「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）を公表し、大手監査法人や準大手監査法人等が採用を表明している。

審査会としては、監査法人のガバナンス・コードを採用している大手監査法人及び準大手監査法人等が、当該コードを踏まえて構築・強化したガバナンス態勢が監査品質の向上のために実効的なものとなっているかについて、平成29事務年度に引き続き検証を行った。

その結果、独立第三者の知見の十分な活用に向けた取組に関して、大手監査法人においては、品質管理の向上の実効性に留意した運用を行っている状況がみられた。一方、準大手監査法人においては、外部有識者を含む監督・評価機関を設置しているものの、その実効性が十分とはいえないものもみられた。

（2）監査をめぐる動向を踏まえた検証

ア 海外子会社に係るグループ監査

上場会社においては、国内市場の成熟化に伴い、売上拡大を海外の事業展開に求めている中、海外子会社での会計問題が依然として多くみら

れる。このような状況を踏まえ、海外子会社に係るグループ監査の状況について、監査チームのみならず、監査事務所としての対応を検証した。

その結果、多くの監査事務所において、監査指示書の様式やマニュアルが整備される一方で、個別の事案において、構成単位の監査人との十分なコミュニケーションがとれていないことから必要な監査手続が実施されていない事例もみられた。

イ 監査契約の新規受嘱

近時、大手監査法人から準大手監査法人や中小規模監査事務所に監査人を交代する事例が多くみられるため、監査リスクの高い監査契約の新規受嘱について、リスク評価を適切に行っているか、リスク評価の結果を踏まえた監査実施体制を編成しているかなどの検証を行った。

その結果、監査リスクの高い企業について適切な受嘱手続を踏んでいない事例や、リスク評価が不十分なまま新規受嘱を行っている事例がみられた。

(3) ITを活用した監査とサイバーセキュリティ対策等の状況把握

大手監査法人や一部の準大手監査法人では、監査品質の確保・向上を目指し、監査業務のIT化を進展させている。

大手監査法人へのモニタリングの結果、所属するグローバルネットワークが開発した監査ツールを利用しているほか、各監査法人が独自にIT活用に向け研究・開発を進めている状況が、また、ITの専門家の積極的な採用・IT活用のための教育などIT人材育成に取り組んでいる状況が認められた。

サイバーセキュリティ対策への取組状況の把握を行った結果、大手監査法人においては、専門の人員や部署を設け、所属するグローバルネットワークと連携が図られている状況がみられた。一方、準大手監査法人においては、IT活用が進んでいないこともあり、サイバーセキュリティ対策への取組が十分に進んでいない状況もみられた。

(4) 協会の品質管理レビュー制度の総括的検証等

審査会は、監査事務所に対する検査等を通じて、協会の品質管理レビューの有効性に関し検証を行っており、そこで把握した問題等を協会と共有し、品質管理レビューの実効性の一層の向上を促している。

平成27事務年度からは、審査会と協会との実務担当者レベルによる検討会において、品質管理レビューの課題等に関して双方向での議論を継続しており、そこでの議論等を踏まえ、協会は品質管理レビュー態勢の強化・改善などの対応を順次行っている。

また、同検討会では、審査会と協会との適切な役割分担等についても議論を進めている。協会においては、中小規模監査事務所に対する協会の指

導・監督機能の充実などを図っているが、監査事務所の規模や監査業務のリスクの程度に応じた品質管理レビューのあり方について更に議論を進めているところである。

(5) 情報発信の強化

平成30年版モニタリングレポートについては、市場関係者が監査に対する理解を深めることに資する観点から、審査会における最新のモニタリングの結果や監査事務所の状況を反映させた。また、市場関係者だけでなく広く社会一般を視野に入れ、より幅広い層に会計監査の理解が深まるよう記載内容を見直すとともに、各界関係者への講演・説明会、関係雑誌等への寄稿など積極的な情報発信に努めた。

(6) 審査会モニタリング実施態勢の充実

審査会のモニタリングが、上記に掲げた監査事務所をめぐる課題や会計実務の国際化の状況などに適切に対応していくためには、人材確保、情報収集分析の強化などモニタリング実施態勢の充実を図ることが重要である。平成30事務年度においても、検査実施に係る増員要求を行うとともに、ITや国際会計等に対応できる検査官の確保に努めた。また、リスクベースに基づく実効性ある検査に資するよう各種情報の収集・分析を行った。